

# 令和5年度 岩国城ロープウェー（索道） 安全報告書



<令和6年1月31日 拡大安全会議の様子>

## 岩国城ロープウェーご利用の皆さまへ

皆さまには、平素より岩国城ロープウェーをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
ございます。

3年にわたって続いたコロナ禍ですが、令和5年5月より規制が撤廃されたことで行動制限が無くなり、イベント等が再開されたことも手伝ってコロナ禍前の来客数に戻りつつあり、これまで以上に「お客様満足（CS）の向上」を進めているところです。一方で年間を通じて感染リスクが継続していることから、お客様の感染リスク低減や職場内クラスター対策として、これまでと同様に消毒液の備え置き、ゴンドラ内の定期的な拭き取り、接客時のマスク着用推奨等を継続して行っています。

さて、当社はロープウェーの「安全性の向上」のため、現場教育、訓練による人材教育を重視しており、社員一人ひとりのレベルアップを図るため、マニュアルの整備や訓練方法の改善等を進めてきたところです。また日々の点検を確実にを行い、機器の交換や整備などのメンテナンスを実施することで安全運行に努めるとともに、社内でヒヤリ・ハット事例を収集し、月次で行っている安全会議において対策を講じ、危険の芽を早期に摘み取るよう心掛けており、継続してまいります。

特に強風や落雷等の悪天候時においては、お客様の安全を第一に考えて、早めの運転の見合わせの措置を行っております。また震度4以上の地震が発生した場合は運行を中止し、安全点検を実施する体制としています。さらに、管理施設の巡回の際の危険箇所発見により小規模なものであれば、迅速に落石や倒木を除去後、安全確認を行います。土砂崩れ等災害が発生した場合には復旧のため長期の運休を余儀なくされることもございます。近年、自然災害の激甚化が進んでいることから、それらに備えた体制を作り、安全性を最優先する企業風土を築いてまいります。

令和6年度も、引き続き安全・安心な運行に努めて参りますので、皆様のご愛顧を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

令和6年4月1日

代表取締役社長 廣田 幹

## 輸送の安全を確保するための基本的な方針及び安全目標

1 錦川鉄道(株)は、安全に関する基本的な考え方を以下の「安全方針」として定めています。

1. 安全の確保は、索道事業における最も重要な責務である。
2. 安全の確保のためには関係法令及び社内規程等を遵守し、確実に業務を遂行しなければならない。
3. 業務遂行においては安全を最優先し、疑わしいときは最も安全と思われる取り扱いを行わなければならない。
4. 事故や災害が発生した場合には、人命を最優先とした行動を取らなければならない。
5. 常に問題意識を持ち、安全の確保に必要な改善を実施しなければならない。

2 安全目標及び重点施策は次のとおりです。

令和5年度

### 【安全目標】

事故及びインシデント発生をゼロにする

### 【重点施策】

1. 指差・確認・喚呼の徹底
2. 関係法令、社内規程およびマニュアル類の遵守
3. 索道安全会議の充実および議事内容の共有
4. 気がかり事象収集・活用の継続的改善

これを踏まえ、6年度は社員のスキルレベル向上を目指します。

令和6年度

### 【安全目標】

事故及びインシデント発生をゼロにする

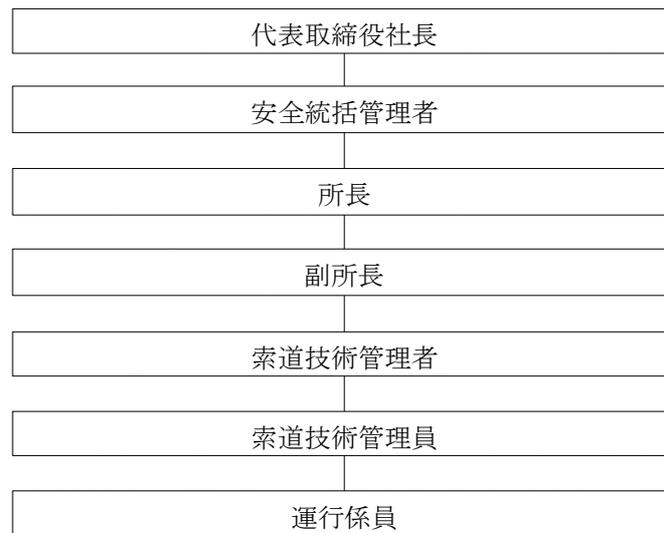
### 【重点施策】

1. 法令、マニュアル等の遵守と指差・確認・喚呼の徹底
2. 索道安全会議の充実
3. 気がかり事象の収集・活用の継続的改善
4. 社員教育の充実、改善

## 輸送の安全を確保するための管理体制及び管理方法

錦川鉄道(株)の索道事業における安全確保に関する体制は下図のとおりとし、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりです。

錦川鉄道(株) 岩国管理所



### 1 代表取締役社長

- (1) 輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。
- (2) 輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定める。

### 2 安全統括管理者

安全確保を最優先した輸送業務の実施及び管理部門を統括管理する。

### 3 索道技術管理者

安全統括管理者の指揮の下、索道の運行管理、索道施設の保守管理、係員の教育訓練、その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。

### 4 索道技術管理員

索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

### 5 所長

索道事業の輸送の安全確保に必要な人事、財務に関する業務を統括する。

### 6 副所長

所長の指揮の下、所長の行う業務を補助する。

## 事故等の発生状況とその再発防止措置

### 1 索道運転事故（索道人身障害事故）

令和5年度、索道運転事故は発生していません。

### 2 インシデント（事故の兆候）

令和5年度、国土交通省へのインシデント報告はありません。

### 3 行政指導等

令和5年度、中国運輸局からの行政指導等はありません。

## 輸送の安全確保に対する取組み

### 1 索道安全会議の開催

錦川鉄道(株)では、日々発生した出来事や安全に関わる課題についてスピード感を持って対応するため、索道安全会議を原則毎月開催しています（令和5年度は計11回開催）。

また、会議を継続して行うことで岩国市観光振興課との連携強化や経営トップと社員とのコミュニケーションを図り、担当する者を明確にしながらかつ様々な事柄について連絡・調整でき、風通しのよい職場を目指しています。

なお毎年1回、拡大会議として観光振興課長や運行に携わる全社員参加により、安全への取組みを報告しています。

索道安全会議は、以下のような方針に基づき運営しています。

#### ● 会議の構成員

- [岩国市] 観光振興課長、観光施設活用班長および班員
- [錦川鉄道(株)] 代表取締役社長、専務取締役、安全統括管理者、索道技術管理者・管理員、所長、総括係長、安全衛生推進者

毎回の議事録は錦川鉄道(株)が記録・保存する。議長は安全統括管理者とする。

#### ● 協議する内容

- 会社の方針、指示伝達
- 城山周辺における環境整備の実施状況
- 業務中に生じた気付き事象とその原因、対応策の検討
- 保安情報や他社における安全性向上のための事例紹介
- その他安全性の向上に係る事柄の改善検討

#### ● 業務において発生した事象を社員が自発的に報告することを奨励する。

- 会議での協議内容を議事録に記録、社員に開示し、情報共有及び安全に対する意識向上を図る。

また、索道安全会議での協議の結果、実施した内容は以下の通りです。

- (1) 新型コロナウイルスの5類移行後についても、手指消毒液の設置、社員の接客時のマスク着用推奨は継続。また、乗車定員 25 名についても、乗降時間短縮とお客様の快適性向上のメリットから、引き続き実施しております。
- (2) 山頂駅出口周辺の改修工事が実施されました。岩国城から戻って来た場合の改札口への動線が分かりやすくなり、また傾斜でのスリップ、転倒防止のため、山道へは緩やかな階段となりました。
- (3) G7広島サミット開催時期におけるテロ警戒中の掲示や施設巡回追加、駅舎・トイレ・ゴミ箱周辺での不審物の置き去りの監視強化などに取り組みました。

## 2 教育訓練

お客様に安全・安心してご乗車いただけるよう、運行に関わる全ての社員に定期的に教育訓練を行います。

ゴンドラ発車前後に異常を発見したときの対応について、毎月訓練を行っています。（令和5年度は計45回実施）



### 3 緊急停止時の対応訓練

ゴンドラが運行中に緊急停止し回収不能な場合に対応するため、曳索走行機及びスローダン（緩降機）を使用した救助訓練、および救助器具の組み立て訓練を実施しています。（令和5年度は計3回実施）

また、停電等で電力供給が滞った場合を想定し、主原動機から予備原動機に切り替えてのゴンドラ回収訓練を実施しています。（令和5年度は計6回実施）



### 4 検査・点検

始業点検（試運転を含む）を毎営業日行い、安全運行に支障のないことを確認後、ロープウェーの運行を開始しています。

また関係法令及び岩国城索道整備細則に基づいて、1か月、3か月、12か月ごとに定期点検を実施しています。

さらに運転設備の維持管理のため、メーカーによる索道制御盤及び電気工作物の保守点検を年1回実施しています。



運転盤点検

接地抵抗測定

電気工作物点検

## 5 設備投資

安全輸送の維持・向上のため、令和5年度は次のとおり整備を行いました。

### (1) 支索緊張索交換



### (2) 曳索・平衡索切り詰め、TGピローユニット交換



### (3) 予備原動機・予備減速機及び各軸受等油脂交換、各部給油



### (4) 各部計測・点検、環境整備



\*安全報告書へのご感想、安全への取り組みに  
対するご意見をお寄せください。

〒741-0081

山口県岩国市横山二丁目6-51

錦川鉄道株式会社 岩国管理所

TEL:0827-41-1477 FAX:0827-41-1505

E-mail:iwakuni-ropeway1@sky.icn-tv.ne.jp